

栄区区长
光田清隆殿

2010年4月26日
横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会
会長 比留間 哲生

栄区まちづくり行動計画、テーマ2の民意について（回答）

先の区長との会談において、我々との間にて見解が異なった民意についてのご質問につき以下に回答を致します。これを以って3月1日付け要請書に対する誠意ある回答を文書にて要求いたします。

1. 行動計画原案に対する意見書

テーマ2についての住民の意見は、幹線道路を早く整備して貰いたいと言うのは、たったの1件で、それ以外を集約すると、下記のように何らかの形での反対意見である。

- ①既存設備の改造による交通状況の改善と自動車専用道路計画の廃止・・・21件
- ②計画そのものの削除凍結見直し要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・9件
- ③農地や緑地をつぶす自動車専用道路は反対・・・・・・・・・・・・・・・・6件
- ④自動車専用道路の計画の縮小要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件

さらに、この意見書の中には、私も含めた検討委員による検討委員会の中での二つの意見が紹介されており、これらも道路建設には否定的である。

- ①積極賛成は少ないように思える。
- ②不必要だから凍結すべしとの発言が多くあった。

2. 道路建設推進に当たっての住民と事業者間の具体的な問題事例

現準備段階に当たっては、事業者と住民の間で、以下の様な問題が発生している。

1) 庄戸地区設計用地説明会における事業者行為について

事業者は「2009年6月29日設計用地説明会の開催」チラシを、庄戸地区道路予定地周辺100戸余りと庄戸1～5丁目町内会長のみに文書で通知してきた。しかし、工法も未定の段階であり、道路予定地には全住民約1300戸の共有地があるため、地権者の9割に通知しない説明会は財産権を保障する憲法第29条に違反するとして、説明会中止を求めて事業者に対応したが、事業者は話し合いに応じず、説明会当日は住民200名以上の中止要請・抗議活動により説明会場に入れないと見るや別な場所に予め計画したかのように急遽会場を設営し、ごく少数の住民他を対象に説明した。事業者はこれをもって設計用地説明会は成立したと主張しているが、地権者への事前通知が全くないため設計用地説明会としての要件を満たしていない。また、説明会責任者と住民が話し合っている間に別な場所で責任者抜きで説明会準備を進めるといった事業者の行為は卑劣であり、住民を愚弄するやり方である。

2) 朝日平和台地区の道路幅測量、幅杭打ち作業における事業者行為について

事業者であるNEXCO東日本㈱は2009年5月22日に自治会長の了解も取らず、予定地周辺住宅に測量作業予告のチラシをポストイン、その後の自治会の話し合い申し入れを無視して、2日後には大挙して測量作業を強行するに至った。沿線住民の強い抗議活動が行われ三日間を経て作業は継続困難に陥り中断に至った。そこで事業者は、掘削がNA TMからシールド工法へと変更がほぼ決定したことを理由に、自治会に「地盤沈下等に関する説明・質問集会を6月30日と7月31日の2回開くこと」を申し入れが行われ、自治会との間で「7月31日までは幅杭打ち作業は行わ

ないこと」を文書で約束したうえで質問集会在開催された。

ところが事業者は7月31日の質問集会の最中に、予め別働隊を準備させ秘密裏に幅杭打ちを完了させてしまった。自治会すなわち住民との間で、文書まで作って約束したことを、平気で破ってしまう事業者の反社会的行動は糾弾されなければならない。

3. 我々の見解

1) 全市プランとの関係

この行動計画は、全市プランを基本に施策の選択と集中をはかりながら策定したとある。全市プランの交通体系の整備方針では、特に、既存設備の有効活用や環境への負荷の少ない都市構造の形成という課題に対応することを求めている。

この観点から見ると、行動計画原案に対する意見書に寄せられた意見のうち最大多数をしめる「既存設備の改造による交通状況の改善と自動車専用道路計画の廃止」は、まさに全市プランの考え方に沿うものであり、民意は、横浜市の考えに全く沿うものといえる。

2) 事業者との問題

ここで言う事業者とは、国交省、NEXCO 東日本(株)、そして中間的に関わっている横浜市である。具体例で示したように、事業者は住民に対し、無謀な圧力をかけて建設を推進しており、これをもって道路近傍の住民が道路建設に反対していることが理解できると思う。

3) 結 論

この行動計画の中では、「道路建設について賛否がありますが」という一言で片付け、用地取得が進んでいること、横浜市の計画であること、緊急道路として期待できること、さらには、国土交通省関東整備局の事業評価委員会で承認されたことの、の4点の理由をもって優先課題としている。

これは、前段にて述べた民意とは反することであり、民意を無視した区行政の暴挙以外の何ものでもないと思う。

区長は、民意はすべて判っていると言われておりますが、道路に関する優先課題については区民の真の民意が取り入れられているとはいえません。

4. 提出書類

以上の状況を踏まえ会の有志が国土交通大臣に行政不服審査を請求し、その却下を受けて法に基づきこの3月26日に国を提訴したことを申し添えます。訴状一式を提出しますのでその内容を熟読吟味され民意を汲み取られんことを強く希望します。

以上